

- ・この仕様書は企画提案作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和4年度ポストコロナ時代を見据えたプロモーション事業（米国市場向け）業務委託

2 委託期間

契約日から令和5年3月24日まで

3 目的

感染症の収束を見据えて、本県への来訪を促進させるため、埼玉観光の安心・安全を伝えるとともに、米国市場に対し、WEB活用や現地でのプロモーションを通じて埼玉県（以下「県」という。）の観光情報の発信を行い、県への観光客の誘致を図る。

4 対象地域

米国

なお、米国市場の中での対象地域については、本県の観光の特性や訪日観光客の特性を含めて具体的に米国市場のどの地域で重点的にプロモーションするか提案すること。

5 委託業務の内容

(1) インフルエンサー等を活用した米国市場へのプロモーション強化事業

米国における訪日観光の状況を踏まえ、効果的と考えられるプロモーション業務を提案し、実施すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、実現可能性のある提案をすること。また、提案にあたっては、その手法及び目標数値を明示すること。

なお、プロモーションの内容には、必ず埼玉観光の安心・安全を伝える内容を含めること。

(2) 訪日関連イベントへの出展

現地の訪日関連イベントに出展し、埼玉ファンづくりに向けた取組を実施すること。

なお、出展する訪日関連イベントについては、効果的なものを提案すること。提案にあたっては、イベントの規模感や訪問層、埼玉県の来訪意欲につながる理由などを明記すること。

なお、県職員が出展そのものに携わることなく、受託者の手配により出展が完結するようにすること。

ア 設営・運営などについて

ターゲットのニーズに沿ったテーマを設定し、埼玉県の来訪意欲を高める装飾や運営をすること。なお、設営・装飾、運営（企画含む）、撤収に係る業務はすべて委託費に含めること。

イ 実施内容について

埼玉県への来訪意欲を高める企画を提案すること。

その他、下記の施策も実施すること。

(ア) 埼玉県の観光魅力の発信

県から提供する各種チラシの配布や観光動画を活用し、埼玉県の観光の魅力を発信すること。

(イ) アンケート調査の実施

- ・今後の埼玉県の観光施策に活用するための来場者を対象としたアンケートを実施すること。なお、アンケートの案は受託者が作成するものとするが、県と協議により決定するものとする。
- ・アンケートの実施方法、人数等は提案し県と協議の上、決定すること。
- ・回収したアンケートの回答内容について結果を集計・分析し、日本語に翻訳して県に提出すること。

(ウ) 県公式観光Facebookの広報

県公式観光FacebookをPRする取組を実施すること。なお、提案にあたっては、フォロワー増加など目標値を明記すること

ウ その他

(ア) 主催者への出展の申し込み、ブースでの活動内容の企画・管理、ブースイベント関係者との調整等、出展に関連する必要な一連の業務を実施すること

また、県で準備したパンフレット等の配布物を会場に向けて海外発送すること

(イ) イベントの延期・中止等に伴い発生する費用等の負担と責任はすべて受託者が負うこと。

(ウ) 開催期間終了後は、適切に撤収作業を行うこと。

(エ) 県と共同で出展する自治体、事業者がある場合は、当該共同出展者及びその受託者との連絡を密にし、出展内容の調整に協力すること。

(オ) オンラインで県内観光事業者や県担当者が出演する場合は、オンラインの環境を受託者が整えること。

(3) 現地旅行会社・観光系メディア等へのセールス・調査業務

現地旅行会社やメディア等に対して、訪問等を通じて埼玉県の魅力を紹介するとともに県内に立ち寄る旅行商品や埼玉県のメディアでの露出度や認知度の状況について調査すること。目標数は10社以上とするが、具体的なセールス先及び目標数値を提案書に記載すること。

【調査業務の例】

- ・関東周辺での旅行商品造成状況（新型コロナウイルス感染症流行前の状況も含む）
- ・埼玉県関連の旅行商品造成状況
- ・埼玉県の観光地の認知度
- ・埼玉県で注目する観光スポット など

（４）目標数値の設定

企画提案にあたっては、（１）～（３）の業務ごとに手法及び目標数値を明示すること。

なお、手法及び目標数値は、企画提案競技後、県と協議を行い、必要に応じて再設定するものとする。

（５）事業実施報告書の作成及び提出

事業完了後、遅滞なく、一年間の活動の成果、課題及び次年度に向けた戦略をまとめた事業実施報告書を作成し、県に提出すること。成果物は印刷したもの（カラー１部）及びPDFで提出すること。

6 成果物等に関する権利の帰属

- （１）本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- （２）本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。
- （３）本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- （１）本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- （２）受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- （３）受託者は、本業務の実施に当たり、ステルスマーケティング対策として必要な表示を行うこと。
- （４）本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- （５）本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- （６）本業務終了後に契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある

時で、得られた収入から契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は県に返還するものとする。

- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 県が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。